

「こども性暴力防止法」施行に伴う留意点について

2026年12月25日より、学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)が施行されます。これにより、学校など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。学校等における実習を行う学生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、下記についてご確認いただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、出願(入学)をご検討ください。

【教育職員免許状取得希望の方へ】

教育学部・教育学研究科へ出願予定の方および法文学部・総合理工学部・生物資源科学部・医学部看護学科・自然科学研究科へ出願予定で、教育職員免許状取得希望の方は、以下の資料を必ずご確認ください。

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日にスタートします。 

【その他各種資格の取得希望の方へ】

各種資格取得に必要な実習等において、学校等を訪問する場合は、性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。また、入学の際もしくは入学後に、本学から本件に係る書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

なお、性犯罪前科が確認された場合は、実習先の選択に制限が生じることがあります。さらに、資格の取得ができなくなる可能性もあります。

人間科学部においては公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士受験資格取得に係る実習、人間社会科学研究科においては公認心理師、臨床心理士受験資格取得に係る実習などが考えられます。